

議案第53号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市道の路線を次のように廃止する。

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	22号線	幸手市大字松石仮544-1地先から	
		幸手市大字松石仮555-20地先まで	
2	23号線	幸手市大字松石仮555-28地先から	
		幸手市大字松石仮507地先まで	
3	25号線	幸手市大字高須賀298地先から	
		幸手市大字松石555-35地先まで	
4	87号線	幸手市大字高須賀183-1地先から	
		幸手市大字高須賀181地先まで	

令和5年8月25日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

中川改修事業により道路形態がなくなった路線や宅道を認定していた路線について廃止するため、この案を提出するものである。